

第1予算審査特別委員会（第2日目）

H29.3.17（金）10：00～

第 二 委 員 会 室

開 会 9：56

委員長 皆さん、おはようございます。

委員動静報告

委員長 ただいまの出席委員数は8名であります。欠席の申し出は田村副委員長であります。

これより本日の会議を開きます。

民生費

委員長 民生費の説明を求めます。

国嶋部長 （民生費について説明する。）

委員長 説明が終わりました。

これより関連議案第16号、第23号、第27号及び第29号を含めて一括質疑に入ります。質疑ございますか。

木 下 79ページ、3款民生費、社会福祉費の老人福祉費の特別養護老人ホーム緑寿園の利用者負担軽減に要する経費、新規事業で1,434万5,000円組んでおりますけれども、具体的にどのような内容か、それと何名で見ているのか、内訳をご答弁願います。

鈴木係長 金額につきまして、その金額全額が特別養護老人ホーム緑寿園の建てかえに伴いまして入所者の負担増の軽減を図る、社会福祉事業団に対して交付する特別養護老人ホーム緑寿園利用者負担軽減事業費補助金となっております。なお、対象となる人数については131名を見込んでいます。

木 下 もう少し中身を詳しくお聞きします。今のところ古いところでは4人か何人かの部屋ですね。それがユニット型で何人か少なくなって、その分の軽減をするのか、具体的な内容をお願いいたします。

土橋課長補佐 多床室という複数の人数のお部屋が、ユニット型個室という部屋と、あと引き続き多床室という部屋と両方合わせまして、60床と個室が140床です。合わせて200床に変更になってございます。ユニット型の個室に係りましては、居住費という部屋代が増額になります。その増額分に関しまして私たちから、事業団が利用者に対して負担軽減をする施策のために市から事業団に助成金を出すという事業費になってございます。

木 下 ふえた部分を2分の1ずつ事業団と市で見るという考え方でよろしいですか。
土橋課長補佐 2分の1ずつ原則的に負担するという方針で、私どもから補助金を出すことにしてございます。あと、多床室の費用ですけれども、国が定めている基準によりますと、特別養護老人ホームの多床室の日額の金額が840円となってございます。それがユニット型個室になりますと1,970円という金額に増加します。その部分の負担増が余りにも大きいことから、我々としましても助成したいと考えたものでございます。

木 下 131人という答弁がありましたけれども、単純に日額の1,970円の人数分の12カ月分と考えていいのですか。

土橋課長補佐 この補助金を要する方の大前提としましては、介護保険の中で出しております負担の限度額を軽減するような、いわゆる補足給付と呼ばれる制度の活用を前提につくっております。例えば生活保護を受給されている方は、もともとそ

委員 長
水 口

ういった費用につきましてはそういった保護費からも給付を受けていたりしますので、単純に人数で引き算していきますと対象となる見込みというのが131人と見込んでいるのですけれども、200人から生活保護を抜きまして、あとご自分から多床室ではなくユニット型に入りたいといった方も差し引いて131名ということで、事業団からの推計も伺いながら我々として積算してございます。

ほかに質疑ございますか。

まず、1点目ですが、82、83ページの保育所費でございます。保育所の運営管理に要する経費ということで、花月保育所の運営費委託料が前年比相当大きく伸びております。この主な要因についてお聞きします。

それから、代表質問の中で、公共施設マネジメント計画に当たって二の坂保育所の建てかえというようなことがございました。二の坂保育所の建てかえに向けて保育所費の中に予算措置がされているのかどうかお尋ねいたします。

それから、84、85ページで児童福祉施設費の中の放課後児童クラブ事業に要する経費と放課後子ども教室に要する経費で、それぞれ箇所数は昨年から変わっておりませんが、ここは例年利用者増によっていろいろと対応されている部分ではないかなと思うのですが、平成29年度で新たに例えば雇用がふえるとか、何か新たな取り組みがあればお聞きします。

それから、86、87ページの生活保護費ですが、先ほどの説明の中では平成28年度の実績に基づいて29年度の予算を組んでいるということですが、28年度の予算との比較ですと、生活扶助の月平均で30人ほどの減、住宅扶助で世帯数も15世帯ほどの減ということで減という形の中で当初は見ておりますが、生活保護の最近の傾向としては、予算を組む上で減少傾向にあるという見方での組み方なのか、それともその年その年で見方が変わっていくのか、予算の組み方の考えについてお尋ねをしたいと思います。

小山係長

保育所に要する経費の花月保育所の増額の主な要因でございしますが、公定価格の増と利用者の増を見込みまして増額しております。

柳 課 長

二の坂保育所の建てかえについてですけれども、予算措置はこの中ではしておりません。市長の答弁で申し上げたとおり、整備計画の策定ということで来年度取り組んでいこうと思っておりますので、特に予算措置はしておりません。

池田係長

生活保護の推計、傾向の件ですが、その年その年で傾向を推計しております。ただ、若干微減傾向ということで、それを踏まえて推計をしております。

関山主査

学童クラブ、子ども教室の利用者増の対応ということですが、学童クラブにつきましては今年度、昨年よりは利用者登録数が少し減っている状況にありますが、それでもまだ定員を大きく上回っているのが現状です。そこで、職員の勤務時間数をふやして対応しております。

委員 長
三 上

ほかに質疑ございますか。

79ページ、先ほど木下委員からありました特別養護老人ホームの負担の部分ですが、131名いらっしゃるということで、これは事業団の推計でしょうけれども、5年間でゼロになると予測されているのでしょうか。

それから、福祉除雪がふえているということですが、今市営住宅の建てかえが進んでおりますので、その関係で若干減るかなと予想していたのですが、どういうことか伺います。

それから、81ページです。児童扶養手当の関係ですが、対象者数をお願いします。延べ件数については書いてありますので、対象者数です。

それから、同じページ、ひとり親家庭等医療の対象者数です。

それから、83ページ、母子家庭自立支援給付金の部分ですが、就業支援の内容を教えてくださいと思います。

それから、同じページの子ども・子育て会議というのが年数回開催されておりますけれども、これは子育てとかそういうことに関する会議を市民あるいは有識者の方が入って検討される会議だと思います。平成29年度の開催数と、どのような目的で行うのか伺います。

それから、これは以前本会議でも質問しましたが、87ページ、生活困窮者の自立支援の関係です。今滝川は、2つの義務づけがされている事業をやっているのみです。それで、業務委託で月形町のNPOをお願いしているということですから、滝川にはそのようなところがないのかどうか伺います。

それから、就労自立給付金支給事業となっております。11万2,000円と少ないのですが、どれだけの件数、どれだけの方の相談を予測しているのか伺います。最後に、全般にわたることですが、ひとり親家庭の関係ですけれども、さまざまな支援策があります。それを一覧にした応援パンフレットというものをつくることに対するご意見、見解を伺いたいと思います。

土橋課長補佐

特別養護老人ホーム緑寿園に対します補助金ですが、131名中5年間で何名程度という見込みにつきましては、ゼロということではないと聞いております。概算でいきますと、5年目が終わりました10名程度残るのではと伺っているところです。それは、ご希望された順番に多床室に速やかにお移りいただくといった対応の中では、5年間含めて助成が必要な方が全くいらない環境が実現できるという見込みで伺っております。また、もし万が一そういった状況がつかれなかった場合には、事業団が単独で利用者の方に助成を継続するというお話も伺っているところです。

庄野係長

まず、児童扶養手当の受給者数であります、平成29年度は実人数で484人を見込んでおります。

続きまして、母子家庭自立支援給付金の就業支援の内容でありますけれども、ひとり親家庭のお母さんの状況にもよりますが、講座を受講していただいて資格を取っていただいたり、あと学校に入学いただいて資格を取っていただいたりというような感じで就業を進めております。

次に、パンフレットに関してですが、子育て応援課としましては、児童扶養手当を申請されるときにひとり親家庭の手引きというものを現在お渡ししまして、いろんなサービスについて周知しております。

次に、81ページのひとり親家庭に要する経費の対象者数ですが、今までの実績から1,400人程度を見込んでいるところでございます。

鈴木係長

福祉除雪の増額の一番の大きな理由といたしまして、福祉除雪の作業に当たります人件費相当、その単価の上昇部分を大幅に見込んだ形での積算となっております。従前ですと現年度の北海道労務費単価をもとにして積算してございますが、来年度につきましては上昇する部分を見越した形で計算いたしまして、そして計上しているという経過がございます。それにプラスいたしまして、除雪に係ります諸経費、例えば除雪の用具、機具の更新ですとか、実際作業に当たります作業員の保険料、そういう部分の増額を見越した形で増額とさせていただいております。

そして、市営住宅の建てかえに伴います人員の増については、建てかえに移ら

れた方が除雪を申請するケースは確かに減ってはございます。ただ、その一方で、一戸建てですとか従前の古い住宅にお住まいで、だんだん高齢化してきてADLの低下ですとか、自分で除雪ができないような方も若干ふえつつある状況でございますので、平成29年度の予算の積算の中では、世帯数が大幅に変わるような計算はしてはございません。

柳 課 長

これは平成27年度から変わった子ども・子育て支援新制度に伴いまして設立された会議でございまして、26年度は子ども・子育て支援事業計画を作成するためにということで会議は進めてまいりました。27年度からは計画ができたということで、計画の実施状況の報告をし、それについてご意見をいただいて進めております。29年度につきましては、今、国からちょうど中間年に当たるということで、教育、保育の量や今後の量の確保策についての確認等、それを進めてくださいという連絡がありまして、それに加えてそういった取り組みを29年度は行っていこうと思っております。会議回数は2回を予定しております。

池田係長

就労自立給付金の金額が少ないのではないかとというご指摘ございましたが、こちらの予算につきましては、平成26年度2件4万9,386円、27年度4件11万2,309円、28年度はきょう現在でゼロということで、一番多かった27年度の実績に基づきまして11万2,000円としております。

山本課長補佐

生活困窮者自立支援事業の委託先についてですけれども、平成26年度にモデル事業として岩見沢市と空知総合振興局から受託実施を委託されて行っている事業所に委託しております。この事業は対象者数の把握が困難で、生活保護とは異なるノウハウと対応体制が求められるため、空知管内の外6市と連携して広域実施体制の構築を図りたく、これにより経費削減が見込まれる上に事業内容のレベル確保が図られるということで、NPO法人に委託しております。

三 上

先ほどのひとり親関係のパンフレットですが、非常に暗い感じを受けるのです。私は見たことないのですが、その中には、多分所管がまたがるものもあると思いますけれども、例えば手当などの経済的支援、それから保育と教育の援助の関係、それからひとり親の方が働く仕事の関係、住まいの関係、あと法律的な部分でDVの関係だとかというのは網羅されておりますでしょうか。

庄野係長

手当関係は載せておりますけれども、保育のこと、就職、教育に関しては余り深く載ってはおりません。DVについても載っていません。

三 上

ぜひそこで完結できるような体制を、女性活躍推進センターも視野に入れながら検討していただきたいなと思いますので、よろしく願います。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

小 野

まず、75ページ、3款1項1目社会福祉費。民生委員の活動に要する経費についてお伺いするのですが、去年たしか民生委員の数が117名ということで、12名欠員しているのです。民生委員も今、高齢化でなり手が不足していますけれども、ことしの傾向と欠員があるのかお伺いします。

それと、障害者自立支援給付に要する経費で前年比7,719万円の増になっていますが、介護給付の扶助費、訓練費の扶助費が増額になった要因をお聞きします。それと、77ページの3款1項2目、特別障害者手当等に要する経費で福祉手当については減額になっているのですが、特別障害者手当が301万円増になっていますのでこの要因をお聞きします。

それと、79ページの3款1項3目老人福祉費の中でお聞きしたいのですが、老人福祉センターの運営管理に要する経費の中で管理代行負担金になっています

けれども、これの内訳、具体的項目とその金額についてお聞きします。それと、例えば清掃などをほかの業者に委託する場合どのように対応するのかお聞きします。

もう一つ、老人クラブ連合会運営費補助金というのがあります。シビアな予算になっていますけれども、前年から3,000円減額されています。老人クラブ連合会というのは、老人クラブ数も実際に減ということですが、現状をお聞きします。

それと、81ページ、3款2項1目で乳幼児等医療に要する経費の中で医療扶助の延べ件数は前年と同じなのに242万円ふえた要因、それをお聞きします。

それと、85ページ、水口委員も聞きましたけれども、児童館の運営管理に要する経費で、児童館2カ所、それから児童センター6カ所、数は前年同数ですが、管理委託料あるいは清掃業務委託料がふえた要因、その他諸費もふえていますので確認します。

もう一つ、放課後児童クラブ事業に要する経費、クラブ数6カ所で同じですが、これも増額になった要因をお聞きします。

池田係長 民生委員の欠員の関係ですが、昨年12月に3年に1度の一斉改選が行われました。改選後に新たに委嘱した方、その後残念ながら体調不良で退任された方もおりまして、きょう現在で定数117名に対しまして19名の欠員となっております。

浅山係長 まず、障害者自立支援給付に要する経費の前年から比べて増になった要因につきましては、介護給付費扶助の部分は、養護学校新規利用者の生活介護のサービス利用者の増が見込まれてふえております。あと、訓練等給付費扶助につきましては、グループホームが整備され、それに伴い利用者の増が見込まれております。その整備の関係で、特にA型の事業所がふえてきておりますので、それを見込んで増となっております。あと、特別障害者手当の増につきましては、対象になり得る者、例えば施設に入っている方とか、あと入院されている方で該当が見込まれる方、その方たちが退所あるいは退院したことを見込んで増としております。

鈴木係長 中央老人福祉センターの管理代行負担金の内容についてですが、事務職員の賃金、清掃作業員に関する賃金、その方々に対します共済費、それと消耗品と燃料費、光熱水費、それとボイラーや貯水槽の清掃にかかります点検の手数料、除雪、健康器具に関します保守点検の委託料に係る費用を合算いたしまして、予算書に記載されている代行負担金になります。なお、代行負担金につきましては、貸し館利用等で係ります歳入分について差し引いた形での金額の算出となっております。

そして、清掃等管理委託に関するものの中身といたしましては、市老連、滝川市老人クラブ連合会から清掃、ボイラー管理、電気保安、駐車場除雪の業務を市老連で再委託という形で契約しておりまして、その状況については市で随時状況を把握しておりまして、委託を継続している状況でございます。

2点目の老人クラブ連合会に対します補助金がわずかですけれども、減になった部分ですが、まず老人クラブの会員数、前年909人で見ていたところ、平成28年につきましては900人で見まして、人数が減ったため減となっております。

そしてもう一点目、こちらが要因として大きいのですが、特別事業、ゆっくり歩こうですとかパークゴルフ大会、ここに係ります補助対象となる必要経費の部分が、わずかばかりではあるのですが、昨年実績よりも下がっている関係で、

その分を鑑みて削減した積算となっております。

橋本課長補佐 乳幼児等医療の件数と金額についてですが、件数は過去の実績に基づいてのおおむねの件数で、たまたま今回一致したということでございます。また、医療費扶助の件数と医療費というのはリンクするものではなくて、それぞれで過去の実績をとったもので、結果として件数は同じになりましたけれども、金額は若干伸びているという状況でございます。

関山主査 児童館の管理委託料等の増額についてご説明します。中央児童センターにつきましては、管理委託料としてシルバーに委託しております。花月地区児童センターについては清掃と管理ということでシルバー人材センターに委託しております。人件費の単価がアップしたことによる増額になります。放課後子ども教室についてのアップにつきましては、人件費のアップによるものです。

小 野 先ほど民生委員の活動について聞いたのですが、ことしについては現状まだ19名ということで、民生委員のなり手がいないのはわかりますけれども、ことしの見込み的には19名よりまだ減らすというか、そういう可能性はあるのか、あるいは打開策を打っているのかお聞きします。

去年、老人クラブの加入者が少ないということで、個別に私の町内会で1つ、40名規模で申し込みをしたのです。4月1日から活動するのですが、実際に行っているのは、全体的に高齢者がふえてきて老人クラブに入る人が少ないというか、自分は高齢者ではないという意識がすごく多いのです。特に男の人というのは、一回退職かなんかして家の中に入ってしまうと、自分の立場というか、自分は老人でないという感覚を持っているのですが、その辺のPRや周知はそういう中でしているかどうかお聞きします。

池田係長 委員がおっしゃったとおり、全国的にも現在民生委員のなり手が不足しているところでございます。現在、町内会長を初め地域の実情に詳しい方々へ聞き取りをしながら、事務局で個別に訪問させていただきまして、後任を探しているところでございます。引き続き探していきたいと考えております。

鈴木係長 老人クラブの会員数の減少につきましてはずっと言われている課題かと思われませんが、PR活動については、市老連の実施事業として行っている事業をPRすべく、例えば園芸の集いについてのポスターの掲示ですとか、送迎方法の見直しですとか、より事業に関心を持ってもらうようなPRに努めている状況です。臨時職員で健康相談員を雇っておりますので、その活動については単位老人クラブの会員の方からも、いろんな健康の相談ですとかそれ以外の相談もいろいろと受けられているみたいで、何かと相談できるということで非常に好評を得ておりますので、相談できる、そういう場があるということ、口コミ的なものが一番普及するのには効果的だと思われませんが、そういう部分をより活性化して、活用できるような形を考えていきたいと思っております。また、市といたしましても、例えば公式ホームページでの周知についてこれから検討して、より周知に努めていくような形をとっていききたいと思っております。

委 員 長 ほかには質疑ございますか。

渡 邊 79ページの生きがいと健康づくり推進費の中の敬老特別乗車証に要する経費が前年度より30万円ほど上がっています。対象となる人数、それとこの乗車証を不要としている人の人数の把握、地域別でそれを把握しているのかどうか、またこの乗車証の対象となる旨の連絡というのは直接本人に文書等で連絡しているのかどうかお伺いいたします。

それと、83ページの児童母子福祉費、地域子育て力強化事業に要する経費、地域子育て力強化は地域で何かをする事業に対する支援か、また支援がどのような中身になるのかお伺いします。

85ページの児童福祉施設費の子育て支援センター事業に要する経費、前ページの地域子育て力強化事業と85ページにおける子育て支援センター事業に要する経費ですけれども、事業の違いというのはどこにあるのか、同じ子育てに対する部分の事業の違いについて伺います。

それと、87ページ、生活保護費、予算の参考資料29ページを見ると、そんなに対象人員というのは推移していませんけれども、単純に職員の人数から割り出すと、1人当たり大体71名ぐらい担当を受け持つのかと思います。そこで、今いろいろテレビ等でも出ていますけれども、間に合っているのかどうかについて確認します。

鈴木係長

敬老乗車証に関するご質疑についてお答えしたいと思います。まず、対象人数ですが、これにつきましては平成27年に実施しましたヒアリング調査に基づきまして、利用人数を把握させていただいております。その中で、当時の人口から人口伸び率を掛けた数字の人数をもとにして積算してございます。ちなみにその人数につきましては6,740人。そして、利用想定回数につきましては、人口伸び率と同様な計算をいたしまして、16万4,703回という形で積算してございます。回数がふえた分だけ予算がふえてございます。

そして、不要としている人数につきましては把握しておりませんが、対象となる方々につきましては、はがき等で通知させていただいております。

そして、地域別で対象となる人数につきましては、先ほどお伝えいたしました平成27年度に実施のヒアリング調査である程度地区を分けて、全体の人数、ヒアリングする対象者、それが均等になるようにヒアリングしておりますので、そういう点での把握はしておりますが、直前での把握はしておりません。

米澤所長

地域子育て力強化事業と子育て支援事業の違いにつきましてご説明させていただきます。地域子育て力強化事業につきましては、中身といたしまして、ファミリーサポート事業、それと乳児家庭全戸訪問事業、養育支援事業の3つの部分の予算が組み込まれております。この中で乳児家庭全戸訪問事業につきましては、市内で2人目以降のお子様が生まれたご家庭に支援センターの保育士が訪問いたしまして家庭の養育環境等を把握する事業となっております。養育支援事業につきましては、この把握された家庭の中で特に支援を必要とする家庭において保健師が訪問をして支援をするという事業になっております。

続きまして、子育て支援事業ですけれども、こちらの方は花月保育所内と一の坂保育所内に子育て支援センターというものを直営で運営しております費用となっております。主に子育てされているお母様方が集まることによりまして保育士の支援を受けたり、相談をしたりというような事業を行っております。

高橋係長

ケースワーカー1人当たりの受け持ち世帯数の関係ですが、国で示されている指針では1ケースワーカー当たり80名が標準とされております。その数から考えると、滝川市の約70世帯というのは標準を下回っている状況ですが、昨今の生活保護状況でいえば世帯の抱えている問題も多様化しておりますし、確かに困難ではありますが、現状適正に実施されていると考えております。

渡 邊

敬老特別乗車証に関する部分、これはバスのみという理解でいいのか確認します。それで平成27年の調査の流れでいまもそういう数値を算出しているみたい

ですけれど、東滝川町の現状というのは高齢化になっていって、車もない人が多い。店もない。そういう中で利用を促進するために必要だと思うので、地域別で調査したものがあれば教えていただきたいと思います。

鈴木係長 地域別の資料はございません。あるといたしますと、平成27年に実施したときの調査の内容として、東滝川地区は何名対象とした、そういうものについては出すことは可能かと思いますが、最新のものについてはございません。

土橋課長補佐 補足で説明させていただきます。委員がおっしゃられた趣旨につきましては、平成27年から、現在の地域の状況をよく見きわめながら適切に行ってほしいという意図だと思いますので、それにつきましては3年ごとにきちんと調査をしております、29年度におきましてまたそういった地域調査を行う年になります。委員がおっしゃられた趣旨も踏まえながら、適切に調査を進めてまいりたいと思います。

ご答弁抜けておりましたが、バスのみが対象でございます。

渡 邊 市内の循環バスと市外の路線バスのこの乗車証をもらって支払うお金というのは同一かお聞きします。

鈴木係長 市内につきましては、1乗車につき100円に統一してございます。市の事業でございまして、市外については敬老乗車証の範囲外になります。乗ることは可能ですが、助成対象にはなりません。

委 員 長 暫時休憩します。

休 憩 10:50
再 開 10:52

委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開します。再答弁お願いします。

鈴木係長 市外に向かうバスであっても、市内でおりるのであれば、その区間は距離に関係なく100円となります。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。

清水 まず、81ページの軽費老人ホーム管理代行負担金7,200万円減について、6月までは軽費で、その後ケアに移行になる分だということはわかるのですが、軽費を廃止することによって滝川市の一般財源の負担がどれだけ減るのか、年間ベースでお伺いします。滝川市の負担する一般財源というのは軽費1年分とケアハウス1年分で、どれくらい減るのかお伺いします。

次、83ページですが、滝川市子ども・子育て支援事業計画の35ページ、ここに仕事と生活の調和を実現する環境づくりということで、家庭内の子育ての負担感を緩和するために、家庭における役割分担にとどまらず、職場内での役割分担を含めた職場環境の見直しが求められており、本市においては仕事と子育ての両立支援のための広報、啓発、情報提供を引き続き図っていきますということがあって、職場に対するものだと思うのですが、いわゆるワーク・ライフ・バランスについての広報、啓発、情報提供というのは平成29年度具体的にどのような実施をするのかについてお伺いします。

75ページ、民生委員活動で区域外の方に委嘱している地域数。次に、市職員の民生委員数。次に、市職員が民生委員をしている場合、勤務外に活動されていることが結構あるのではないかと。勤務内にやられていることもあると思いますけれども、それぞれの職員の方は市のためを思って手を挙げるわけですから、勤務時間内に職務として民生委員としての活動することを認めているのかお聞きします。

次に、社会福祉対策で、市民後見人ということで市民の方が多数資格を取られました。まず、後見人には平成29年度どの程度就任されると把握をしているか。また、市民後見人になられた方々については定期的に研修会などを市として実施をしていかなければ水準が当然落ちていく。知識をどんどん補充、再生していかないと市民後見人の方々も大変だと思うので、こういったことについて計画、予算化されているかどうか伺います。

障害者自立支援給付に要する経費です。訓練等給付について、これは自立訓練、就労支援、宿泊型訓練、就労移行支援、共同生活援助、グループホーム家賃補助制度などがその内容となっておりますが、ここでは特に就労支援A型について伺いをしたいと思います。まず、1点目は、見込みの事業者数。これは、道内どこでも使えるといえればそれまでの話ですが、利用が見込まれる事業所というのは近隣ということになるので、市内、市外の事業者数でお伺いいたします。2点目として、利用者数、3点目、利用延べ日数を伺います。

次に、A型事業者を支払われる費用の見込み額の総額、また主な加算として福祉専門職員配置加算や送迎加算、食事提供加算などについて伺います。

次に、A型事業者に対する費用の支出の流れについて、どういう流れで支出されるのか、例えば請求がまず来る、それを支払うチェック、レセプト検査など、どのようなサイクルになるか流れについて伺います。

次に、A型事業者の事業内容について、滝川市は日常的にどのようにかわるのかお伺いします。

次は、障害者福祉計画の第4期が新年度で終わり、第5期の計画づくりの年度になるわけですが、スケジュールについて伺います。

77ページ、身体障害者福祉センター等ですが、公共施設マネジメント計画について平成29年度に取り組むと代表質問で答弁されましたが、あり方を考える会など、市民、利用者、有識者での検討を行うのか伺います。

次に、こども発達支援センターに関して、児童発達支援としての平成29年度利用者は80人掛ける200日と見込んでおりますが、状況について伺います。

次、79ページで、中央老人福祉センター及び議案第23号にかかわってですが、これは利用者数の減、特に土曜日の減ということでの条例改正ですが、老人福祉以外での一般的な貸し室としての使用は、代表質問でも、検討された経過はあるけれども結論が得られず、いわゆる老人福祉限定の活用とされているわけです。仮に近隣住民を含め一般的な貸し室として使用を求められた場合、当然のように条例改正だとかそういったことはもちろん必要になるのですが、今の制度でも貸し室は可能か。また、料金なども現状において一般での貸し室について可能かどうか。これは営業用とかは意識しないで、地域の町内会が役員会を開きたいとか、そんなような日常的なことを想定してお伺いします。

83ページ、保育所費ですが、総支出5億1,900万円余に対し歳入構成について、これは予算書に書いてはいますが、複雑な内容です。そこでお聞きをしますけれども、保育料、国庫補助金、北海道補助金、地方交付税、滝川市の単独費でお伺いします。

次、二の坂保育所建てかえの計画づくりをことは全くしないというニュアンスで、さらに予算をとっていないということは、とるほどの費用はかからないということだと思って聞きますけれども、計画づくりは当然すると思いますので、そのスケジュール等について伺います。

次、児童福祉費ですが、児童館の運営管理に要する経費2,764万4,000円の財源内訳をお伺いいたします。同じく放課後児童クラブについても財源内訳を伺います。さらに放課後子ども教室についても財源内訳を伺います。

土橋課長補佐 社会福祉対策の市民後見人に関してお答えします。後見人に就任いただけるのは13人程度と把握してございまして、計画等も適切に行っておりますが、この事業につきましては介護保険特別会計に計上している予算になりまして、一般会計には計上してございませんので、この場での詳細なご答弁は差し控えさせていただきます。

万年係長 続きまして、中央老人福祉センターに関するご質疑につきましては、結論から申し上げますと、代表質問の際には、当初から一般の使用については可能だという趣旨でご答弁させていただいたと考えております。なので、必然的に清水委員がおっしゃられた貸し室は今でも十分可能な状況です。ちなみに料金などは条例等に定められておりまして、適切に可能な状況となっております。

山本課長補佐 老人ホーム費、軽費老人ホーム緑寿園の運営管理に要する経費の一般財源ということですが、予算書上では昨年の一般財源が5,800万円ほど、ことしの一般財源が1,400万円ほどということで、4,400万円ほど減になっているというのはわかるのですが、そのほかに特別交付税の関係だと思われますので、その分を差し引きますと一般財源で1,000万円ほど減になっているということでございます。民間にいきますと、全て市の経費がなくなりますので、今後はその経費自体がなくなるものと考えております。

村井所長 まず、障害者福祉計画のスケジュールについてということで、こちらは介護保険計画と連携して、保健医療福祉推進市民会議を親会として進めていきたいと思っております。

小山係長 次の身体障害者福祉センター等の公共施設マネジメント計画についてですが、具体的には決まっておりますが、今後公共施設マネジメント課と連携して検討を進めていきたいと思っております。

池田係長 児童発達支援の利用者数ということで、こども発達支援センター、平成27年度で契約児童101名に対して1,803回の通所がありました。このデータをもとに過去3年間平均して、平成29年度は1,807回という予測をしています。

関山主査 保育所の運営管理に要する経費5億1,599万9,000円と病後児保育に要する経費339万4,000円の5億1,939万3,000円と、人件費を加えなければ交付税を含めた内訳をお答えできないので、2億3,413万8,000円を加え、計7億5,353万1,000円の歳入内訳を申し上げます。保育所利用料と施設給付費及び諸収入、この諸収入は保育士の給食費や一時保育利用料などですが、それが2億7,115万8,000円、国、道の補助金、交付金が1億5,934万4,000円、普通交付税は2億6,838万3,000円、一般財源は5,464万6,000円となります。

池田係長 民生委員関係についてお答えいたします。まず、担当区域外の方に委嘱している地域数につきましては5地区でございます。市職員の民生委員数は2名となっております。現在市職員の民生委員は、勤務時間内に民生委員活動は行っておりません。行う場合は休暇を取って行っております。

関山主査 児童館の運営管理に要する経費2,764万4,000円の事業費に対しまして、児童館使用料181万円、その他収入として44万7,000円、一般財源として2,534万1,000円となっております。放課後児童クラブ事業に要する経費につきましてですが、1,386万3,000円のところ、子ども・子育て支援交付金71万3,000円、放課後児童

クラブ事業の利用料収入としまして1,246万6,000円、一般財源としましては68万4,000円。放課後子ども教室に要する経費532万7,000円、これは学校、家庭、地域連携による教育支援活動促進事業費補助金が収入としてありまして167万9,000円、一般財源は364万8,000円となっております。

柳 課 長

まず、子ども・子育て支援事業計画の関係でございます。ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みということですが、子ども・子育て支援事業計画自体が子ども・子育てに関する各所管で取り組まれている事業全体をまとめたものでございまして、委員がおっしゃられた部分はくらし支援課で所管しています男女共同参画で取り組んでいる中身ですので、例年講演会とかいろいろ啓蒙活動はされていると思うのですが、平成29年度に何をやるかまでは押さえていないところでございますので、ご確認いただければと思います。

それと、2つ目の二の坂保育所の建てかえでございますけれども、市長の議会答弁でも申し上げたとおり、耐震補強ができないということで、建てかえせざるを得ないということで、市政執行方針で方針を掲載させていただいたところではあります。おっしゃられるとおり、予算計上していないということでございますけれども、整備計画を早急に立てていきたいと考えております。

内容についてはこれからですが、建設場所とか、実際二の坂は東側にあるということで、次建てる場所のバランスとかを考えなければいけないと思っておりますし、それから保育所建てかえに当たっての支援制度につきましては、保育所等整備交付金というのがございまして、その活用が最も有利かと思っております。交付対象は市町村ですが、ただ設置主体については民間の事業になっておりまして、社会福祉法人とか日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人というのが設置主体になれる対象者となっております。そういったことも念頭に置きながら整備計画を立てて、厚生常任委員会等に報告していきたいと思っております。

浅山係長

障害者自立支援給付に要する経費の中の訓練等給付で、就労継続支援A型の事業所の見込みについてお答えさせていただきます。

まず、1点目の事業者数につきましては6カ所でございます。内訳としましては、滝川市内が2カ所、砂川市が2カ所、赤平市が2カ所となっております。

次に、利用者数ですが、30名を見込んでおります。

次に、延べ利用日数ですが、1人1カ月31日としまして、土日祝日をマイナスして23日、ただし実績ベースで1カ月平均1人当たり18日通っているということで、18日掛ける30人として、トータル540日と見込んでおります。

次に、継続支援A型事業者を支払われる費用の見込み額、これにつきましては総額4,010万4,360円、内訳としましては、月額単価が11万1,401円掛ける30名掛ける1年分として計上しております。その中で、主たる基本料のほかに福祉専門職員配置加算、送迎加算、食事提供加算などございますが、この部分につきましては6カ所の事業所の中でつけているところとついていないところがございますので、計上の中では、積算の方法としてはそれも含めてトータルで1カ所どれぐらいの実績があるかということで計上しておりますので、単価ごとの積算はしておりません。

次のA型事業者に対する費用の支出の流れにつきましては、医療費のレセプトの流れと同じような形ですが、事業所から国民健康保険団体連合会を通して、そちらからシステムを通して市に請求が来ます。その中で、請求書の内訳

をこちらで審査をいたします。過誤が発生した場合は直ちに返戻して、その部分を訂正してもらい、数カ月後にまた再請求という形で請求していただいて支払っております。

最後になりますが、就労継続支援の中の事業所の事業内容について、当市で日常的にどのようにかかわっているかですが、これにつきましては、定期的にかかわりというよりも、例えば代表のサービス管理者から利用者についてですとか、事業内容についての相談とか質問、どうしたらよいかという、そういう相談を受けたときにこちらから出向きまして、日中、利用者の事業、そちらの作業の風景、状態とかを見させていただいて、その後そちらの職員と、このようにしたらよいのではないかという助言を踏まえて、定期的にはではなく不定期に見させていただいております。

清水

A型事業者についてなぜここまで深く聞いたかということ、新聞報道で不正受給が相次いで停止に追い込まれた事業所があったということでお聞きしました。そこで、最後にお答えになった、日常的なことで作業の状態をチェックされると。不正受給の一番典型的なものは、障がい者が仕事をして、仕事をもらう受注先、例えば清掃をするといったら、清掃してもらう会社から報酬をもらいますよね。これが例えば1時間当たり200円しかもらえなかったとします。けれども、実際には給料を最低賃金で支払うと。こういうやり方はA型では禁じられていると思っていますが、最低賃金を保障することで利用者がたくさん来て、それでA型がふえたということもありますが、そういったことを念頭に置いて随時調査をされているかということ再度お聞きします。

次に、二の坂保育所については、直営ではなく、民間の保育所を検討されるということと理解をいたしました。有利な交付金制度の補助率あるいは起債あるいは起債に対する交付税措置などの内容について伺います。

国嶋部長

あと、軽費老人ホームについては、結局軽費の時代よりも、結果として1,000万円市の一般財源負担が減ることとか、それとも最初に言った5,800万円から1,400万円になり、4,400万円少なくなったということか確認いたします。

就労支援事業所のA型ですが、指定認可、監査については北海道になります。先ほど係長からご説明したのは、ふだん市がかかわるときのパターンとしてお話をいたしましたけれども、その事業内容、不正受給の適正な発見もしくは執行状況を確認するために市が事業所と日常的にかかわるということはありません。

柳課長

二の坂保育所の保育所等整備交付金についてですけれども、補助率については国2分の1、あと民間がやるとなれば市と事業者で残り半分ずつということになります。保育所等整備交付金の場合、標準額というのが定められておりまして、入所者の数によって国の交付基準額が決まっています。参考までにそれを使うと、二の坂は90人規模なので、90人の場合は、現行の制度の基準額としては8,840万円が上限。それにあと特別豪雪地帯の加算というのがありますので、約1億円弱です。

それと、起債につきましては社会福祉事業債が利用可能で、充当率は80パーセント、交付税によるバックは、制度的にないということでございます。

万年係長

軽費老人ホームの一般財源のお話ですけれども、基本的に予算書に書いてあるとおりなので、一般財源として4,400万円ということになります。特別交付税のお話をさせてもらったのですけれども、特別交付税は、過去に入ったものがある

った、これからも入るであろうということであれば、差し引きで1,000万円ほどということになります。特別交付税は補助金ではありませんので、確定したものではありません。入るであろうと考えた場合はそうなりますという答弁とさせていただきますと思います。

清 水

二の坂保育所について確認させていただきたいのですが、約1億円が標準金額ということになると、恐らく数億円かかりますよね、大体総額のどれぐらいが補助金の対象になると見込まれているのでしょうか。

国嶋部長

総額の対象ということであれば、先ほど説明していますように、基準額が1億円弱ですので、当然実質支出額、総事業費はそれを超えます。必然的に事業規模によりましては、残った金額がそれぞれの整備される法人もしくは、あとはそのときの話し合いにより市の負担というのも考えられると思います。

清 水

私が聞いたかったのは、総事業費がどれぐらいになると見込まれているのかということです。

国嶋部長

先ほどからご説明していますけれども、それを含めて検討するということですから、今、勝手に幾らかかるということは適切でないと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

以上で民生費、関連議案第16号、第23号、第27号及び第29号の質疑を終結いたします。

午後の部分を繰り上げたいと思いますので、11時40分まで休憩といたします。

休 憩 11:24

再 開 11:32

委 員 長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

衛生費

委 員 長

衛生費の説明を求めます。

国嶋部長

(衛生費の保健福祉部所管の部分について説明する。)

館 部 長

(衛生費の市民生活部所管の部分について説明する。)

委 員 長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

木 下

まず、91ページ、4款衛生費の保健衛生費、保健衛生総務費、在宅当番医制運営事業委託料360万円、病院群輪番制運営事業負担金410万2,000円、この2つの委託料、負担金の大きな違いを伺います。

次に、93ページ、衛生費の墓地の運営管理、その他諸費の内訳、それと新設の墓地の予定の数と過去3年間の状況、減少している場合は原因と対策についてお聞きします。

森 課 長

まず在宅当番医制運営事業ですが、こちらについては日曜日、祝日、年末年始等の昼間及び夜間、外科系の救急医療診療業務を当番制で対応するものでございまして、医師会に委託しているものでございます。それから、病院群輪番制運営事業負担金ですが、休日、夜間の手術、入院を要する重症患者に対応するための二次救急医療体制である広域救急医療対策事業の参加負担金でございます。ちなみに参加病院は、滝川市立病院、砂川市立病院、滝川脳神経外科、赤

大橋係長

平市立病院、市立芦別病院です。

墓地の管理運営に要する経費のその他諸費の主な内訳につきましては、清掃委託、管理除草委託などの委託料として182万1,000円、除草剤、杭などの消耗品費が42万7,000円、光熱水費16万2,000円、滝の川墓地浄化槽点検やし尿処理などの手数料11万8,000円、傾斜墓地助成金として10万円などとなっております。2点目ですが、新設される墓地は平成29年度に30件程度見込んでおります。過去3年の墓地建立の推移ですが、平成26年度26件、平成27年度20件、平成28年度22件と近年は横ばい傾向でございます。多少減少しているのですが、その原因等は特に把握しておりません。減少した場合の対策としては特に検討しておりませんが、市民からの墓地の使用要望があるにもかかわらず区画を用意できないといったことがないよう今後の墓地造成を考えていきます。

委員長
井上

ほかに質疑ございますか。

墓地の運営管理の関係ですけれども、滝川市はいずれにしても墓地の環境が整備されて、すばらしい状況になっていると思います。実は市民から質問があったのですが、墓地の関係の公立墓地、公立共同墓地だとかそういうことが話題になっていて、今の時代ですので、多様な考え方があって、墓地の維持管理が難しい人も相当出ているというようなことでそういう質問があったわけです。そんな話があったときに、深川市ですか、公立墓地を建てるというようなことが新聞に出ていたのだけれども、要望や考えは滝川市としてあるのか、実態はどうかお聞きします。

大橋係長

合同墓の要望につきましては、市民から年に二、三件ある状況です。なお、合同墓につきましては、滝川市近隣の寺院などで建立されている納骨堂や合同墓に納骨されている事例もあることから、現段階で建立については検討しておりません。しかしながら、少子高齢化や核家族などによりお墓の承継や維持管理が困難なため、必要性は増していくものと考えておりますことから、他市の取り組み状況など情報収集に努めてまいりたいと考えております。

委員長
三上

ほかに質疑ございますか。

95ページのじん芥の処理の関係ですが、新年度より組合が正式に立ち上がるということで、若干委託料については下がるのかなと思っておりましたけれども、人件費の関係でアップしたということです。見通しとして今後はこの経費については下がっていくのかなと思っておりますけれども、その辺の見解と、組合に完全委託するに当たって、市としての条件や要望はどのようになっているのか伺いたいと思います。

横山課長

次に、し尿処理の関係です。今利用されている一般世帯は何世帯かということと、完全水洗化に向けてはどのような見通しを持っているのか伺います。

じん芥の関係の委託料につきましては、先ほど部長からも説明させていただきました人件費ですとか燃料費等を勘案いたしまして、若干増となっております。今回の委託につきましては、組合方式という形での発注を現在考えておまして、そうなりますと、今後経路の見直しですとか、組合側からのさまざまな改善の提案が出てくるということをメリットの一つとして考えてございます。そういったものが出てきて、我々と話し合いを続けて、こういう形にしていこうというものをぜひ見出して、今後委託料が下がっていくような形で考えていきたいと考えてございます。

それから、組合に対する条件、要望につきましては、通常の1社に出す部分と、

今まで3社に出してございましたけれども、仕様書としては基本的に変更ございません。ただ、組合と話し合いをしていくような場を設けて、これからの改善につなげていきたいと考えてございます。

大橋係長

し尿の世帯数に関しましては、平成27年度末現在でございますが、1,783世帯となっております。今後し尿処理から下水道に移行されるのはどうなのかというようなご質疑ありましたけれども、下水道工事も年に何件か行われているような状況ですので、徐々に進んでいくということは言えると思いますけれども、今後完全に下水道になるかどうかということにつきましては、この場では何ともお答えすることはできないかと思っております。

委員長
小 野

ほかに質疑ございますか。

まず、91ページの4款1項1目です。休日夜間初期救急維持確保事業について、これについては休日夜間急病センターの意味だと思うのですが、医師報酬が61万5,000円ふえているのですが、今、福祉センターから市立病院に移った段階で患者数の推移はふえているのか、その利用形態と、今いる先生が何人か確認します。

医師について苦情なんかは入っていないかどうかもお聞きしたいと思います。それと、95ページに移るのですが、4款2項1目じん芥処理費の中のごみ減量化推進事業ということで37万3,000円減っているのです。資源回収の委託料、それと奨励金の両方で落としているのですが、資源回収ということは町内会でやっているのですけれども、町内会の団体の数と、それから資源回収は単独で回っていますけれども、うちの町内でもいろんなことをやっているのですが、どうしてこの金額が減額されたのか。全体的な単価が下がったのか、単価の推移も一緒にお聞きます。

委員長

それでは、答弁は午後からとして、昼食休憩といたします。再開は13時です。

休 憩 11:54

再 開 12:59

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前の小野委員の質疑に対する答弁を求めます。

森主査

急病センターの機能が市立病院に移行した上での受診者数ですが、機能移転後は患者数がふえております。平成25年が休日夜間急病センター1,270名、平成26年4月から9月が急病センターで400名、市立病院に10月から移行しまして、10月から3月で1,725名となっております、合計で平成26年は2,125名となっております。平成27年は市立病院2,564名ということで推移しております。

もう一点、市立病院のドクターの報酬額がふえた理由ですが、こちらは、年末年始の休日が変更となりまして、2日ふえた分の医師報酬となっております。

森課長

3点目の医者との接遇の関係でございます。所管の休日夜間のこの事業については、北大からの医師派遣と、それから月に1度市立病院の先生にお願いして行っております、我々には大きなトラブルの報告はありません。実際の救急外来については、当該事業の医師、それから市立病院の当直医師、それから市立病院のオンコールの医師などが混在するような状況が想定されますので、もし不快な点がございましたら市立病院にご連絡くださいとのことですので、よろしくお願いたします。

大橋係長

集団資源回収に要する経費減の理由についてお答えいたします。予算減の理由といたしましては、資源物の回収量が年々減少になったことに伴う実績減によ

るもので、単価につきましては、これまでどおりの1キログラム当たり2円と変更はありません。

減少した原因ですが、参加団体につきましては、きょう現在168団体、うち町内会は135団体となっておりますが、参加団体につきましては、平成23年度前期、後期合わせて315団体から、平成27年度は前期、後期合わせて300団体と減少傾向にあります。また、全体の収集量に関しては、平成23年度約1,831トンから平成27年度約1,678トンと約153トン減少しており、参加町内会等の中での参加人数の減少などが原因と考えられます。このことから予算は実績による減となりますが、集団資源回収での回収量は資源回収の約半分以上を占めておりまして、リサイクル率の向上による循環型社会の推進という観点からも重要な取り組みと考えておりますので、引き続きご協力いただきたいと考えております。

委員 長
清 水

ほかに質疑ございますか。

91ページ、保健衛生費のがん検診事業、5つのがんに対する補助事業ですが、まず市の事業の対象者は国保、後期高齢者医療保険の被保険者に限られています。受診率が社会保険等の被保険者を対象にしたがん検診よりも低いのか確認いたします。それと、受診率を高めるための方策について伺います。

次に、感染症ですが、高齢者以外のインフルエンザは任意接種となっております。つまり、補助金もない、保険対象にもならないので高いわけです。そこで特に子供のインフルエンザが定期接種にならない理由をどのように把握しているか。2点目は、市独自助成は検討してきていると思うのですが、所管として予算要望したかどうかについて伺います。

次に、91ページ、保健センターの管理についてお伺いいたします。この施設は、集団健診、集団検査、各種相談、食育などのいろんな指導等で大勢の親子、市民が来るわけですが、過ごしやすい空間、環境を維持しなければならないところです。例えば、暑過ぎるとか、すきま風があるとか、あるいは暗いとか、座るところが少ないとか、そういったことは避けなければならないと思うのですが、今財政健全化計画の中でそういった設備改善等がされていないようなことはないのかお伺いします。

次に、他会計繰出金、95ページ、他会計繰り出しに要する経費、ここで病院事業会計に8億5,000万円余を繰り出しておりますが、法定繰り出し基準について伺います。まず、基準額、その内訳、8億5,670万2,000円の繰り出しに対し基準財政需要額は幾らとなっているか、そういうことでお伺いいたします。

次は、95ページ、じん芥処理費です。ごみ収集等委託料2億3,000万円余について、3月中に契約が行われると。まず、契約方法と対象業者とその数、入札とかの数を伺います。2点目は、見積もり合わせと聞いておりますが、仕様書を渡し見積もりを受ける事業者の名称と組合組織の場合、その構成事業者の各名称を伺います。3点目、新年度予算額が5年間続くと仮定すると、掛ける5年で11億5,600万円程度の巨額契約となります。現在組合は1つしかないわけですので、無競争ではないのかということについて。なぜこれまでの事業者による見積もり合わせ、一般廃棄物を2つの地区、資源を市内1区、つまり3つの見積もり合わせを行っていたものから、全てまとめて1つの見積もり合わせにするのかということをお伺いします。そして、相手が1社の場合、見積もり合わせと言えるのか。無競争状態で、妥当な金額をどのように判断するのか伺います。病院事業会計繰出金についてのご質疑にお答えいたします。

岡崎主査

まず、1点目の繰り出し基準額ですが、12億2,125万2,000円です。この内訳ですが、まず病院の建設改良に要する経費としまして3億699万2,000円、精神病院の運営に要する経費としまして3億2,233万4,000円、小児医療に要する経費としまして7,593万5,000円、公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費としまして8,325万5,000円、医師確保対策に要する経費としまして1億6,755万9,000円、そのほかで2億6,517万7,000円となっております。

基準財政需要額につきましては、4億6,471万3,000円となっております。

白石課長補佐

がん検診の受診率ですが、受診率につきましては、社保との比較はしておりません。保健センターで実施している集団検診と、市が契約している医療機関で受診している方の平成27年度の受診率は、対象年齢が40から69歳で、胃がんが9.7パーセント、肺がんが12.3パーセント、大腸がんが18.7パーセント、乳がんが24.9パーセント、20から60歳の子宮がんにつきましては28.7パーセントとなっております。決して高い数値とは言えませんが、全道平均とほぼ同程度となっております。なお、職場や個人での受診につきましては把握できていないために、この検診の受診率には入っておりません。

それから、受診率を高める方策についてですが、仕事が理由で受診できない方へ配慮し、休日の集団検診日を2日から6日間にふやします。また、乳がん検診は5日実施しているうちの1日を夕方から実施することにしております。さらに、健康管理システムを活用しながら、未受診者への個別勧奨、受診後の精密検査を要する方への受診勧奨等、がんの早期発見早期治療に努めてまいります。

運上係長

子供のインフルエンザが定期接種化にならない理由についてですが、インフルエンザウイルスの特徴といたしまして、ウイルスの型が頻繁に変異を起こすので、流行を予想して毎年ワクチンを製造いたしますが、流行したウイルスと一致しない場合に予防効果が十分に得られないこと、鼻や喉で感染して増殖するために、ワクチン接種して血液中の免疫を高めて抗体をつくっても完全に発症を防ぐことが難しいと言われている特徴があります。大人の場合は過去に何度か感染したことがある方が多いものですから、多少の変異に対しても対応できるのですが、感染した経験がない子供の場合ですと、免疫機能も未熟なことからワクチンの効果が不十分と言われておりまして、恐らくそのためにまだ定期接種化の検討は厚労省の中でされてきていないものと認識しています。次に、子供のインフルエンザに対する市の独自助成を検討したかどうかについてですが、子供が小さく若いご家庭ではワクチン代の経済的負担が大きいですから、助成の検討は行っております。助成の範囲を仮に中学生まで費用助成を拡大した場合は、半額助成としましても、約700万円から1,000万円ぐらいのインフルエンザワクチンだけで費用がかかるという試算になっておりまして、財源がかなり必要になることから、市の財政状況などを勘案し、引き続きの課題とさせていただいている経過があります。

森 課 長

保健センターは30年ほど経過する施設で、冷房がない、エレベーターがないと不便な部分も実はございます。しかし、現状は、日差しを遮るブラインドを活用したりですとか、個別の暖房があったり、それから多目的トイレもありますので、それに対応させていただいております。また、施設も街なかにありますので、利便性がよく駐車場も確保できるということで広く利用されておりますので、今後も効率よく運用したいと考えております。

大橋係長

じん芥収集のごみ収集等委託料の契約方法は、見積もり合わせによる随意契約にしたいとするものです。対象事業者とその数は、滝川クリーン環境協同組合1社にしたいとするものです。

続きまして、見積もりを受ける事業者の名称は、先ほどご説明しました滝川クリーン環境協同組合です。同組合は、平成24年に中小企業等協同組合法第27条の2に定める設立の許可に基づき許可された中小企業等協同組合です。この組合の趣旨としましては、相互扶助により共同して事業を行うことにより、中小企業の経営合理化及び取引条件の改善を図ることを目的としているものです。構成事業所は、中央企業株式会社、ソラチ環境株式会社、株式会社ハヤシ環境、有限会社北海道環境ロードメンテナンス、滝運産業株式会社の5社です。

続きまして、無競争ではないかということに関するご質疑ですが、本業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の性質または目的が競争入札に適しないものに該当するため、随意契約としたいとするものです。これは、廃掃法施行令第4条第5号で委託料が受託業務を遂行するに足りる額等を定めており、ごみ収集運搬業務の公共性に鑑み、経済性の確保等よりも業務の継続性や安定的遂行が重要とされていることから、競争入札に適しないものであります。

1つの組合との契約に変える理由につきましては4点ございます。1点目、現在委託している3社は、平成28年度までの5年間業務を適正かつ誠実に遂行しており、実績、経験が豊富で、必要な車両の所有台数も十分あり、分別変更の際にも円滑に対応し、信頼性が非常に高い業者で、この3社全てが組合に加入していることです。2点目は、廃掃法第7条第1項のごみ収集及び運搬を業として行う者は当該区域の市町村長の許可を受けなければならないという定めに基づき、市が許可している一般廃棄物収集運搬許可を収集物の限定条件なしで受けているのが現在委託している事業者を含め5社ありますが、その全ての業者が組合に加入していることです。3点目は、組合に一括発注することにより組合員の相互連携が可能となり、さらなる業務の効率化や安定化、不測の事態があった場合も迅速かつ臨機応変に対応することが可能となることが挙げられます。4点目は、廃掃法施行令第4条第1項の委託する基準として、委託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ受託をしようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることと定められていますが、一括発注した場合この条件を満たすのは組合以外になく、滝川市財務規則第143条の2第1項第1号の契約の性質または目的上2人以上の者から見積もりを徴することができないものとして、1社随意契約としたいものです。

1社で見積もり合わせと言えるのかということについては、先ほどご説明したとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の性質または目的が競争入札に適しないものに該当すること、滝川市財務規則第143条の2第1項第1号の契約の性質または目的上2人以上の者から見積もりを徴することができないものというものから、1社としたいとするものです。

妥当な金額かどうかの判断につきましては、市で過去の積算や近年の動向をもとに設計金額を算定しており、この価格以下であれば妥当と判断します。

清水

病院事業会計の他会計繰り出しについてですが、繰り出し基準というのは公営企業法か何かで決まっているということで、要するに12億円の繰り出し基準があつて、それよりも約4億円低い繰り出ししかしていないと。一方、地方交付税は4億6,000万円余しか入っていないということで確認していいですか。特に

繰り出し基準がどこで決まっているかお伺いします。

じん芥についてですが、私も一通り確認はしているので大体のことはわかりましたけれども、まず相手が1つということの妥当性について4点述べられましたが、その1点目、5社中3社は5年間誠実だと。ただ、5社中1社は、かつて廃掃法の違反で5年間の営業停止を受けた業者だと。ここを述べられないのは説明不足かなという気がするのです。その5年後、その業者が十分な業者さんだということについてはご説明不足かなというのが1点目です。

3点目の相互連携がとれるからというのは、もちろん1つの中だから相互連携とれますよね。メリットということでは、例えばメリットかもしれないけれども、一方で、4点目、そこで言われた結果、協同組合の利点を生かして、施設設備、人員、いろんな意味で相互連携をとって安くなるかなと思ったら、先ほどのご答弁では高くなっているのです。では、組合にすることで相互連携がとれるようになったことによって、どれぐらいのスケールメリットが出ているのか。それに対して、どういう要素が加わったので、例えば人件費が上がったということは、必要な人数がふえたのか、それとも単価が上がったのか、これについて伺いたいと思います。燃料費については、前回の5年前と今を比較して今のほうが高いということか。それで、1社、1社と言いますけれども、道内35市、全て無競争、全て1社でやっているのか。競争になじまない、そういうことを言われたけれども、実際に滝川市も5年前までは競争をしていたわけです。今までの競争は何だったのか。組合ができたので競争しなくてもいいということか。いろいろあるのですけれども、他市の事例をお伺いいたします。

岡崎主査

病院事業会計繰出金の関係ですけれども、根拠法令につきましては、清水委員のおっしゃるとおり、地方公営企業法第17条の2と3となっております。基準自体は、総務省から出されている通達に基づくものです。

大橋係長

1社につきましては5年間営業停止を受けていたということでございますが、営業停止を受ける前は市内の収集運搬を行っていた業者でございまして、その際には問題なく業務を進めていたということでございます。営業停止を受けていた理由は、5年契約の途中で業務を辞退されたということでございまして、もともとやっていた収集業務に問題があったからではなく、やっていた業務は適正に行われていたということで、問題はないと認識したものでございます。

横山課長

費用の関係でございます。先ほど申し上げましたメリット3点目に対する部分でございます。先ほど部長からも答弁しておりますとおり、人件費の部分が増となっております。単純に単価の部分が増えている部分もございまして、昨今の公務員の期末手当等の月数がふえているというようなこともありまして、最終的に若干増となったということでございます。

それから、燃料費ということでございますけれども、燃料費につきましては、実は若干5年前に比べると下がっているという状況でございます。そのプラスとマイナスを掛け合わせたといいますか、きちんと積み上げて積算した結果、今回提案させていただいている数字になっています。

大橋係長

契約方法の関係でございますが、全国でということになりますと、7割が随意契約で行われてございます。ほかの3割は入札されているということでございますが、ほとんどが1社のみの入札ということで、競争入札は基本的には行われていないというような現状でございます。

先ほど5年前は競争入札だったのではないかなというような話でしたけれども、

清水

5年前は随意契約で3社と契約しております。

営業停止になったのは、廃掃法違反、要するに廃掃法に基づく停止だと思っていたのですが、辞退したからだという答弁でした。廃掃法上の停止ではなかったのか確認をします。

それと、人件費については、今のご説明だと、必要な人数はふえていないのです。公務員の賞与等が上がったから単価を上げるという話をお聞きしまして、私は、労務費単価を上げることにについては基本的に賛成の立場です。しかし、もしそれが行われるとすれば、全て公平にこれが行われなければならない。つまり、最低賃金が上がった、このレベルで上げるということがほとんどの契約の中で、これについてはかなり高い労務単価を設定されているのです。そういう点で、人件費の単価は何パーセント上げられたのか、また燃料費でいうと5年前と比べて何パーセント下がっているのか、それをお伺いいたします。

それと、1社、1社ということで、これはなかなか聞いていてもわからないのですが、今まで3つの契約があつて、それぞれ1社ずつとの随意契約です。つまり、競争状態にはなかったのです。3社業者があるのだけれども、その3社を3つに市が振り分けて、それぞれと見積もり合わせをしていたという、そういうことをやっていたので、全国どこも一緒だというのはそういうことだろうと思うのです。そこで、お聞きしますけれども、今のご答弁では、スケールメリットが余り感じられないのです。かつてのように構成5業者のうち1業者が廃掃法に基づく処分を受けたとき、この契約はどうなるのかを確認したいと思います。

館部長

スケールメリットについては、まず、直接住民と接する業務のため、経験と実績が必要だということで先ほど担当からもお話ししたと思います。それから、地域から排出されるごみの収集形態、収集運搬経路等の熟知、迅速かつ円滑な収集、委託業者が地域や住民を把握できているか、熟練わざを兼ね備えているかなどがございます。

法律がなぜ随意契約を認めているのか、全国的に随意契約が多いのかということとはなかなか難しい問題で、継続性と安定性をとるのか、経済性をとるのか、さまざま議論があると思います。先ほど清水委員の質疑にありましたとおり、メリットのうちの1つに、1社が処分を受けたときにどうなるのかというお話がありまして、それがメリットでございます。組合に委託すると、安全・安心に、より身近な市民サービスとしてのごみ収集、お互いに円滑に行われることができる。組合に発注ですから、組合の中でうまく調整できるということがございます。5年前の途中ですけれども、先ほど来から話がある、業者ができなくなったというときには、ほかの業者のご協力でスピーディーに対応していただいたこともございますので、それがメリットとお答えしたいと思います。

横山課長

人件費、先ほど申しました人数は変わってございません。人件費という部分で、今手持ちの資料で計算したのは、基本給の部分ということで比較させていただきますと、1パーセント弱、0.91パーセントほど上がっているというところがございます。

それから、燃料費でございますけれども、おおむね2割程度、現在の市の契約単価と比較しまして2割程度減額となつてございます。

大橋係長

先ほど、営業停止になったのではないかとということで、それ自体を否定したわけではございません。道の産廃に関しての営業停止を受けたということで、市

が行っている一般廃棄物は営業停止ではないという趣旨でございました。申しわけございません。

清 水

同じ廃掃法の中の産廃の部分ですよね。この業者が現在適正かどうかの理由を聞いたら、停止の前はきちんとやっていたからと。これはなかなか通らない理由だと思います。よかった人が悪いことをやったけど、悪いことをやる前はよかったからいい人だと。これは変な理屈ですよね。反省、改善されて、その後実績ができて、それを評価してということですから、そういう形の答弁をしていただきたいと思います。

それと、今部長が言われた点ですけれども、5つの構成企業で組合をやっていると。あくまでも契約は組合です。組合の中の1業者が営業停止になるような違反をした場合、恐らく組合との契約そのものが解除になると思うのです。ですから、先ほどのそれこそメリットだという答弁はいかがなものかと思いますが、もう一度伺いたいと思います。

今回、組合にということで1つにまとめて発注するという背景には、3社で分けてきているのです。ここに1社が復活して、そうすると、線引きを全部変えなければいけないのです。これが大変だということもあるのではないかとされていますが、1社にまとめることでもしプラスになるということであれば、先ほどの答弁で、これから提案を受けると言っていましたよね。きょう17日で、あと10日ぐらいでどういうスケジュールでその提案を受けて、どうやって3月末までにそういう大きな見直しをするのか私には想定できないのだけれども、そういうことをするのであれば、堂々とプロポーザル方式にすれば、価格だって安い価格が出されるだろうと思うのです。入札方式自体そのように本当はすべきではないかということについてお考えを伺います。

横山課長

先ほど係長からも話ありましたが5年前、過去の話でございます。その前はきちんとやっていたということも当然1つの要因ですし、5年の期間が過ぎ、北海道の産業廃棄物の許可も受けております。当然北海道としてもさまざまな審査を行い、業者の状態を確認した上で許可したと判断しております。その後滝川市にも一般廃棄物の許可申請がございまして、これについても滝川市としてしっかりと審査をした上で、適切な業者と判断して許可いたしました。ですので、現在加入している5社につきましては、滝川市が全て、業の審査と委託は別ですが、業の審査という部分で、しっかりとした審査をした上の5業者ということでございます。

それからもう一点、最後の関係ですが、先ほど私の説明が不足しておりました。ルートの変更等提案してもらおうということでございましたけれども、基本的に4月以降、例えば貸与している車両の問題ですとか、若干今回の委託に間に合っていないような問題も残っております。これらについて集中的に委託業者、組合の会員等含めてしっかり回数を重ねて話をしていきたいと。その中で、ルートの関係や、実際に動いている中の部分の提案もあれば受けていきますし、こういうものが将来的にコスト低減につながっていけばいいと考えてございますし、今回については現状のルートを運行することをしっかりと行ってもらおうということで、基本的には積算の部分は現状と同じで人件費等を変更したという内容でございます。

館 部 長

かなり前からいろいろな情報を集めて勉強しました。まず、全国の市で一番困るのは、ご質疑のとおり、途中で業者が倒産したとか、例えば許可の取り消

しを受けたとか、そういった部分に対応するのに非常に大変だというまちがたくさんあるのです。その中では、大きく言えばリスク管理の失敗ということで、それに基づいて、組合などの団体が受けるということになれば、1社がひっくり返っても、先ほど申し上げましたとおり、別の加盟業者に即時に業務が引き継がれると。市民サービスに迷惑をかけることなく業務遂行ができたという事例があるのです。そういったことから、組合方式がいいなど。それから、市内の関係の企業が一つになって、いろんな業務遂行に当たって情報共有ができて、効率的に運用できると。これは非常にいいことだと思って、進めたいと考えました。

清 水

課長の答弁で、車両貸与あるいはルートについてはこれからまだ変わる余地があると言いましたが、今までの契約方式と大きく変えたのであれば、まず1年間でやるべきではないかと。何で変えたときに一気に5年間なのかと。もしルートが変わり車両貸与数が変わったら契約金額は変わるのですか。もし変わるのだったら、まず1年でやっておけば2年度目から落とせるわけです。そういうことについてはどのように考えていますか。

横山課長

今回組合方式に移行する、そこに当たってスケールメリットというのを見せて提案できるというのが当然一番よかったのですが、そこまでは間に合いませんでした。しかしながら、来年度しっかり協議を重ねて、必要な経費、増額する部分、減額する部分等々ございましたら、来年の予算に寄せられるような形で説明をしていきたいと思っております。

それから、なぜ1年にしなかったかということでございます。長期継続契約ということでございますけれども、滝川市では長期継続契約を締結することができ契約を定める条例というのを設けております。また、締結事務取扱要綱というものも設けて、それぞれの指針を示しているわけでございますけれども、その中でも、じん芥収集業務その他の契約に当たり初期投資を相当に要すると認められる業務については5年以内と。以内ではございますけれども、基本的に初期投資が必要なものについてはそういう性質のものだと考えているところでございます。

委 員 長

横山課長

5年契約でも契約金額は変えられるという答弁ということでいいのですか。そのとおりでございます。当然、例えば消費税改定のときも変更契約いたします。それと同様に、5年契約の途中、例えば2年目からはこの金額にするという変更契約は当然可能と考えてございます。まずはこの金額で現状のご提案をさせていただいたということでございます。

館 部 長

課長の申し上げたとおりですけれども、契約5年の理由というのがありまして、例えば一番大切な車両、車両についてはパッカー車ですよね。今、市で4台貸与しております。その4台を使っていただくのですけれども、そのほかにも、これまでのことですが、それぞれの会社で車両を購入して設備投資しているのです。契約5年というのは、パッカー車の関係設備の設備投資、契約1年では投資した設備投資額が回収できないとか、ほかの指定管理でも何でもそうですけれども、そういった部分があります。

一番の課題は、市の貸与している4台の車が結構古いのです。老朽化しています。これについては、官貸車というのですけれども、官貸車がいいのか、それともそれぞれの会社がお持ちになっているところにその分負担していくのがいいのか、こういうことについては夏ぐらいまでにお話し合いをしましょうとい

うことになっています。それが今後少し課題もありますねと課長が言ったことでございます。

清水 今回の仕様書には、口約束ではなく、1年後の契約見直しについて明記されるということで確認してよろしいでしょうか。

横山課長 明記する考えはございません。

清水 一般的には5年契約の場合、消費税が変わったとか、あるいは燃料単価だとか、それは仕様書に書いているでしょう。先ほど課長が説明した、そういったことについてはよくわかります。しかし、車両のことだとか、ルートのことだとか、そういうことを理由にもし5年契約を2年目から変えるのであれば、そういう仕様書にしなければならないでしょう。書いているから改定できるのです。書いていないのに改定できるというのはよくわからないです。口約束の関係でそういうことをやっているとらざるを得ないのですけれども、そういう仕様書で確実に来年改定できると言えるのですか。

横山課長 確実に改定するとは申ししてございません。まずは話し合いをスタートして、夏ぐらいまでにその結論を出すということです。その結論がどのような形になるのか。市民サービスを低下させないでルートの効率化等ができるということであれば減額という考えもあるかもしれませんが、例えば先ほど部長からも話がありました官貸車を市が買うということになると委託料には乗っからないですけれども、もしそれを委託料に乗せて、それぞれで準備していただくという設計に変えるのであれば、その場合は契約変更が出てまいります。当然そういった議論の結果が出てきた時点では、厚生常任委員会の皆さんにも説明をして、予算委員会でも説明するという格好になってくると思っておりますが、必ずしも来年の4月に契約変更するというものではございません。

清水 今の答弁でまた新しいことが出てきているのです。私は、車両の関係で安くなると思ったわけです。今の説明だと、当初は市の車を貸与するが、これをもし業者が購入したら、当然契約金額は上がりますよね。そういうことが見通されるのであれば、なぜそんな5年契約、長期契約を結んでしまうのかと。今、指定管理とかで1年間に限った契約というのは幾らでもやっていますが、それを仕様書にうたわないということですから、こういう契約というのは今まで滝川市の契約ではないと思いますけれども、まず、上がる可能性がある状況だということについて確認をします。

横山課長 もちろん確率の問題として、もし業者に用意していただくとなった場合につきましては、当然委託料の増額という可能性はございます。要は使っていただくということで用意するか、もしくはそれに必要な経費をお出しするかということだと思います。現在、委託料としてこのような形で皆さんにご提示している金額はありますけれども、言ってみればこれプラス車を使用していただいているわけですから、その部分の提供もしているわけでございます。金額に換算したら幾らとなるかもしれませんが、それにかわって、来年もしかすると委託料という形で提供する。お金を提供するか車を提供するかというような問題であると考えてございます。

委員長 市の契約上、5年で契約して、単年度で仕様がかわってというような方法は、契約として問題あるのですか。それをお答えください。

館部長 今進めている状況と内容については、何ら平成29年度からスタートすることに支障はないのです。先ほどからご議論いただいているのは、将来的にそういう

課題が出ることは間違いないので、急に車がだめになったとか緊急対応は別に
して、車両の老朽化とか、何年も過ぎている車に対しては耐用年数を過ぎてい
るかもしれませんし、その辺については協議して、市も組合も考えていかなけ
ればいけませんということをお話ししているのもあって、5月に車がだめにな
るから何で契約に入っていないのだということではないので、その辺誤解のな
いようにしていただきたいなと思います。

清 水

現在はパッカー車を貸与していると。しかし、このパッカー車がだめになった
時点で発注先のパッカー車を使う場合があると。その場合については契約内容
を変更します、金額を変更します、そういうことを仕様書に書けばいいのです。
仕様書に書くのかと言ったら書かないと言うから、それだったらあうんの話で
はないのかということです。

委 員 長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:00

再 開 14:06

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

1点の質疑に対する答弁を求めます。

横山課長

契約の変更の関係といいますか、仕様書への記載というような関係でござい
ました。具体的にこういう場合については変更するというような記載は行わない
ということで申し上げましたけれども、そもそも契約書に業務内容の変更とい
う条項がございます。必要がある場合には委託業務の内容を変更することがで
きるという条項もございます。それから、契約に定めのない事項、それから契
約について疑義が生じた場合も、双方協議して定めるという格好になってござ
います。同様に仕様書の部分です。車両の貸し付けですとかそういった仕様書
の部分にも同様に、相手方、受注者、発注者が協議をして定めるという格好に
なってございます。そういった条項に基づいてそういった協議をしていくと。
必要が生じれば契約変更という場合もありますが、新しく官貸車を市で購入す
るという場合はそういったことはないということになります。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、質疑がないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいで
すか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

以上で衛生費の質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は3月21日火曜日午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 14:08